

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
五年
七月
二十一
日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
副広域連合長

舟橋茂久

青森県後期高齢者医療広域連合規則第八号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

附則第三条の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第一項第一号の表中「十分の十」を「一分の一」に、「十分の五」を「四分の一」に改め、同項第二号中「第二号、第三号、第五号、」を「第二号、第三号、第五号又は」に改め、「第七号、第八号又は第九号」を削り、「の全部」を「に一分の一を乗じて得た額」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の表中「十分の十」を「一分の一」に、「十分の八」を「十分の四」に、「十分の六」を「十分の三」に、「十分の四」を「十分の二」に、「十分の二」を「一分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 条例附則第十六条第一項第七号、第八号又は第九号の規定のいずれかに該当する場合 保険料の額の全部（平成二十六年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（広野町、檜葉町の一部、川内村の一部、南相馬市の一部及び田村市）に該当する場合にあつては、保険料の額に一分の一を乗じて得た額）

附則第三条第二項第一号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第二号本文中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和四年度相当分」の下に「及び令和五年度相当分」を加え、同項第三号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和四年度相当分」の下に「及び令和五年度相当分」を加え、同項第四号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和四年度相当分」の下に「及び令和五年度相当分」を加え、同条第三項中「令和元年度」を「令和五年四月一日」に改め、「帰還困難区域」の下に「（令和五年十月一日以降において令和四年度及び令和五年四月一日に指定が解除された旧帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）を含む。）」を加え、「平成二十九年度」を「令和五年四月一

日」に、「令和三年」を「令和四年」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。